

Honor the spirit of
first-class club
EXECUTIVES MEMBERSHIP COURSE



KING'S ROAD GOLF CLUB

規 約・細 則

キングスロードゴルフクラブ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、キングスロードゴルフクラブ(以下「クラブ」という。)と称する。

(主たる事務所および事務局)

第2条 本クラブは、主な事務所を三住興産株式会社(以下「会社」という。)兵庫県三田市中央町4番5号に置き、事務処理機関としてゴルフ場内に事務所を置く。
2.ゴルフ場とは、三住興産株式会社が本ゴルフ場施設をもってゴルフ事業を営む兵庫県三木市吉川町前田447-1に所在のゴルフ場をいう。

(目的)

第3条 本クラブは会社が所有するゴルフ場施設を利用し、ゴルフの普及・発展と共によき友を求めて相互に友誼を高めることにより、心身共に健康の増進にかなう快適な雰囲気の醸成に資することを目的とする。

第2章 会員

(会員の種類)

第4条 会員の種類は、次のとおりとする。

- 1.名 誉 会 員 本クラブに特別な功勞のあつた者で会社が理事会の承認を得て推薦した者。
- 2.特 別 会 員 本クラブに顕著な貢獻をした者で会社が理事会の承認を得て推薦した者。
- 3.個 人 正 会 員 第5条・第9条の手続きを経て入会した個人。
- 4.法 人 正 会 員 第5条・第9条の手続きを経て入会した法人。
- 5.無記名法人会員 第5条・第9条の手続きを経て入会した法人。
- 6.平 日 会 員 第5条・第9条の手続きを経て入会した個人、または法人。

(入会手続・会員資格)

第5条 本クラブの会員となるには別に定める入会申込書を提出し、会社および理事会の承認を受けたのち、会社に対して所定の会員資格保証金を預託し、かつ入会登録金を払込まなければならない。前項の手続きを完了した者は会員としての資格を取得する。
2.会員は本クラブの目的に賛同して入会した原則30歳以上の日本国籍を有する者。

(会員の権利)

第6条 会員は会社が別に定めた休場日を除くすべての日の開場時間内に本ゴルフ場の施設を優先的に利用することができる。ただし、平日会員は会社が別に定めた休場日および日曜日、祝日(祝日扱い営業日を含む)を除き、本ゴルフ場の施設を利用できる。
2.会員は、前項に定めるほか、次の権利を有する。
(1)本クラブ公式(JGA)ハンディキャップの査定を受けること。
(2)本クラブが刊行する機関紙その他の資料の配付を受けること。
(3)その他、本規約において別に定める事項。

(会員の義務)

第7条 会員は次の各号の義務を負う。
1.所定の年会費および利用料金を会社に支払うこと。ただし、年会費は前払いとし、銀行口座からの自動振替によるものとする。
2.本規約、その他の本クラブの規則を遵守すること。
3.会員は、会社または理事会が開催決定した公式競技会、プロ競技会等について、プレー日が制限されたりプレーできない場合があってもこれに従うこと。
4.前号のほか会社が理事会に諮って決定した事項および理事会が決議した事項をすべて遵守すること。
5.自己の名義を他人に貸与したり、または詐称させたりしないこと。
6.秩序を乱し、本クラブまたは会社の名誉や信用に傷をつけるが如き不都合な行為をしないこと。

(会員資格保証金)

第8条 会員資格保証金は会員資格継続中これを据え置くものとし、会員は会員資格保証金の返還を受けると同時にその資格を失う。
2.平成4年9月以降発行の会員資格保証金に限り、個人正会員、法人正会員および平日会員の会員資格保証金の据置期間は、発行の日から満10年間とする。
3.平成11年4月1日以降の名義書換による新入会会員の会員資格保証金の据置期間は、入会日より満10年間とする。平成18年9月1日以降の名義書換による新入会会員の会員資格保証金の据置期間は、入会日より満15年間とする。平成20年3月1日以降の名義書換による新入会会員の会員資格保証金の据置期間は、入会日より満25年間とする。ただし、第9条6は対象外とする。
4.会員資格保証金には利息を付けない。
5.会員資格保証金証書の再発行は行わない。
6.退会を希望する会員は、必ずクラブ事務局を窓口として、所定の手続きを経て会社および理事会(6月・12月開催)に諮り退会承認を得なければならない。
(2)会員資格保証金の返還請求は、会員本人の申請でなければならない。譲渡委任状による申請は、クラブは一切受け付けない。
(3)返還は一括返還のみとし、年間5件を目途として受付順とする。返還日は別途通知する。
7.会員資格保証金の返還は会員資格保証金証書、およびバッグ札等と引き換えにこれを行う。この場合当該会員に未納年会費、その他の会社に対する未払金があるときは、会社はこれらを返還金の中から差引くことができる。なお、既納年会費は理由の如何にかかわらず返還しない。

(会員資格の譲渡・承継)

第9条 会員資格保証金の債権譲渡は禁止する。
ただし、売買取引を希望する場合は、次項2～4の手続きを経て、会社および理事会の承認を得た者に対して譲渡することができる。しかし、会社は都合により理事会の承認を経て一定期間譲渡を禁止することができる。
2.会員資格を譲り受けようとする者は、所定の申込書に正会員2名の推薦保証を受けて、これに別に定める必要書類を添えて会社に提出し、会社および理事会の承認を得なければならない。
3.前項の承認を得たとき、譲受人は別に定める名義書換料を会社に払い、会員資格保証金証書裏面に新会員名の登録記載を受ける。
4.譲受人は第2項の承認を受け、前項の名義書換料の支払いを完了するまでは、会社に対して譲り受けを対抗することはできない。

名義書換料の支払い完了日をもって、会員資格の取得日とし、譲受人は譲渡人の権利義務の全てを継承する。

(2)年会費は、事業年度(第25条)途中入会の場合は、その年度の半期未満は半額を、半期以上は全額をクラブに納めなければならない。譲渡の場合でも年会費の継承は認めない。

5.個人会員が死亡した場合は、次のとおりとする。

(1)個人会員が死亡し、相続人が理事会に対し、所定の申込書に正会員2名の推薦保証を受け、会員資格保証金証書を添えて会員資格承認の申出をしたときは、会社および理事会において審議し、適格と認められた場合、これを承認し、相続人は相続開始のときに会員になったものとみなし、相続人たる会員は死亡した会員の権利義務を継承しなければならない。継承人は会社に対し別に定める手数料を支払わなければならない。この場合には、第2項および第4項の規定を準用する。ただし、理事会および会社が承認しない場合は、クラブが窓口となり、買い方を捜して仲介する。

(2)前項の場合、死亡した会員の相続人が数人いるときは、全相続人の同意をもって選定された相続人1名に限り、前項の規定を適用する。

(3)前項の申込は、次の各号のいずれかに該当する場合でなければ理事会に対し申込としての効力を有しない。

① 相続人間において被継承人の配偶者および直系卑属のうち満30歳以上の者1名を継承人とする旨の遺産分割協議が成立し、当該継承人から入会の申込がされた場合。

② 遺言書が配偶者および直系卑属のうち満30歳以上の者1名を継承人とする旨の遺言がされ、当該継承人から入会の申込がされた場合。

(4)第5項(1)号の申出は、相続開始後1年以内に行わなければならない。

6.法人会員は、届出にかかる会員(以下「登録者」という。)に変更があった場合は、会社および理事会に対し、所定の申請書に必要事項を記載するとともに必要書類を添えて、速やかに登録者についての申出をし、会社および理事会の承認を得なければならない。この場合第5項(1)号の規定を準用する。新たに届出にかかる登録者は上記申出に対する承認がなされたときから第6条の規定の適用を受けることができる。

7.いかなる場合も譲渡人は、バッグ札等を返還しなければならない。

(会員資格保証金の分割)

第10条 従前の個人・法人正会員の会員資格保証金を平成15年5月1日より350万円の原会員資格保証金および分割会員資格保証金に分割する。端数の差額保証金は返還する。

2.会員資格保証金分割による原会員資格保証金の会員資格は前項以外何等条件は変わらない。しかし分割された他の会員資格保証金は、分割日より満10年据え置くことにする。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次の事由が生じたときにその会員資格を失う。

- 1.任意退会
- 2.退会勧告
- 3.除名処分
- 4.法人会員でその法人が解散したり、破産またはこれに準ずる場合。
- 5.死亡
- 6.会員資格を他に譲渡し承認されたとき。
- 7.その他、会社または理事会において、必要と認めたとき。

(権利の停止、退会の勧告、除名、契約の解除)

第12条 第3条の精神に鑑み、会員に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、会社および理事会は会員権利の一定期間停止または退会の勧告もしくは除名およびこれに伴う会員資格保証金返還を25年を限度として停止することができる。ただし、平成18年8月31日以前に入会した会員については従来どおり10年を限度として停止することができる。平成20年2月29日以前に入会した会員については15年を限度として停止することができる。

- (1)本契約その他諸規則に違反したとき。
- (2)秩序を乱して会社または本クラブの名誉を毀損し、もしくは、会員のマナーに欠ける行為をしたとき。
- (3)本クラブ入会前または入会後に他のゴルフ場などにおいて除名または会員資格を停止された事実が判明したとき。
- (4)本クラブ入会前または入会後刑法上の処罰を受けた事実が判明したとき。
- (5)会社およびクラブに対して各支払期から6ヶ月以上滞納したとき。
- (6)他人に名義貸し、差押え、質入れ等があった場合。
- (7)会社は、ゴルフ場を営営することが困難もしくは不可能とみられる場合、理事会の審議を経て、3ヶ月の予告期間をおき、全会員との契約を解除し、解散することができる。

2.前項の通知方法については、内容証明郵便による送達または当クラブ内での掲示による。

(入会登録料)

第13条 入会登録料は、いかなる場合もこれを返還しない。

(ゲスト)

第14条 会員の紹介による同伴のゲストは、会社が定める一定の条件の下にゴルフ場施設を利用することができる。ただし、会員は自己紹介のゲストのゴルフ場施設における一切の行為と諸支払について、連帯して責任を負うものとする。
2.ゲストの人数、利用料金等については、会社が理事会に諮って別に定める。

第3章 役員および理事会

(役員の種類)

第15条 本クラブに次の役員を置く。

- 1.理 事 長……………1 名
- 2.常 任 理 事……………1 名
- 3.理 事……………若干名

(理事長)

第16条 理事長は会社が委嘱し本クラブを代表して会務を統括総理する。

(常任理事)

第17条 常任理事は理事の中から会社が理事長の同意を得て委嘱するものとし、理事長を補佐して会務を分掌し、理事長に事故あるときには、その職務を代行する。

(理事)

第18条 理事は会員の中から会社が委嘱する。

理事は理事長および常任理事を補佐して理事会の定めるところに従い、会務を分掌し、常任理事に事故あるときは、理事会の定めた順位によりその職務を代行する。

(理事会の構成と任務)

第19条 理事会は理事をもって構成し、本規約に定められた事項、その他本クラブの業務執行に必要な書類を決議する。

(理事会の招集と議長)

第20条 理事会は必要に応じ理事長が招集し議長となる。

(理事会の決議)

第21条 理事会の議事は理事総数1/2以上が出席し、出席理事の過半数(委任状も含む)をもって決するものとし、賛否同数のときは理事長の決するところによる。
2.理事会開催が困難な場合は事務局が案件の持回り決済を受けることとする。
3.理事会の審議内容および議事録等はいかなる場合も公開しない。

(役員の任期、報酬)

第22条 役員の任期は3ヵ年とし、重任を妨げない。任期満了後であっても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとし、欠員が生じたための補欠委嘱された役員の任期は前任者の残任期間とする。
2.役員はすべて名誉職であって無報酬とする。

第4章 委員会・事務局員

(委員会)

第23条 理事長はクラブ運営を円滑にするため、会社の同意を得て必要な委員会を置くことができる。

(事務局員)

第24条 事務局は会社が社員の中から派遣する事務局員によって運営する。

第5章 会計

第25条 本クラブの事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日とする。
2.クラブの収入の一切は会社に帰属し、ゴルフ場施設の整備運営並びにクラブの通常経費等ゴルフ場に関する一切の支出は会社が負担する。

第6章 雑則

(料金の決定)

第26条 会員の負担する会員資格保証金、入会登録料、年会費およびその他諸料金の金額は、会社が決め理事会に報告する。

(クラブ運営)

第27条 天災、地変、法令の改正、社会情勢、経済状況の著しい変動、その他会社として必要止むを得ない事由が生じた場合は、会社は理事会に諮り運営の一部を変更することができる。

(規則の変更)

第28条 本規則の変更は、理事会が会社の同意を得て行う。

(付則または細則)

第29条 本規則を補完するために必要あるときは、理事会は会社の同意を得て付則または細則を制定することができる。

(規約の運営)

第30条 本規則に定められていない事項および本規則の条項の解釈に疑義が生じたときは、理事会が会社の同意を得て解決する。

昭和62年 1 月 制 定

平成 3 年 3 月 一部変更

平成 4 年 9 月 一部変更

平成 6 年10月 一部変更

平成 8 年 7 月 一部変更

平成11年 4 月 一部変更

平成13年 4 月 一部変更

平成14年 7 月 一部変更

平成15年 5 月 一部変更

平成18年 9 月 一部変更

平成20年 3 月 一部変更

平成22年 1 月 一部変更

キングスロードゴルフクラブ細則

キングスロードゴルフクラブ規約第29条に基づき、規則を補完するために次のとおり細則を制定する。

（委員会）

- 第1条 規約第23条に基づき委員会を次のとおり置く。委員の任期は2ヵ年とし、重任は妨げない。
- 1.エチケット委員会
 - 2.コンペティション・ハンディキャップ委員会
 - 3.フェローシップ委員会

（シニア会員）

- 第2条 規約第4条3、6、8の個人会員で満65歳以上、在籍3年以上の者は、シニア会員としての資格を取得する。
- 2.シニア会員は、次の権利を有する。
- (1)年会費は、減額される。ただし、事業年度中に資格を得ても、年会費の調整はしない。
 - (2)会員としての権利に変更はない。

（休止会員）

当クラブの会員で、次の事由がある場合は、所定の手続きを経て休止会員の資格を得ることができる。

第3条 (1)個人会員の場合

- ① 病氣…医師の長期間(1年以上)ゴルフができない旨の診断書が必要。
- ② 転勤…会社の人事部の証明が必要。(範囲…九州地方以西。東北地方以东。)
- ③ 転宅…住民票添付(範囲…九州地方以西。東北地方以东。)
- ④ 死亡…死亡したことを証する除籍謄本添付。

(2)法人会員の場合

- ① 登録者が転勤の場合…上記の(1)の②に準ずる。

手続きはクラブ所定の申請書にて事務局へ申請。

2.休止期間

- (1)当クラブの事業年度末である10月末日までに申請し、理事会に諮り、新年度の11月1日から年会費を免除する。有効期間は2年間とする。
- (2)事業年度途中に休止申請があっても当該年度の年会費の返却はしない。
- (3)休止を延長する場合は、改めて10月末日までに必要書類を提出すること。延長申請のない場合は復帰とみなす。

3.休止会員の権利

- (1)プレーの予約および紹介する権利は有する。
- (2)本人が休止期間中に当クラブにてプレーした場合は、ゲストフィを適用する。

4.復帰について

当クラブの事業年度(規約第25条)期間中の復帰についての年会費は、規約第9条による。

5.会員資格保証金分割による場合

会員資格保証金分割により、譲受人または登録者不在の場合は、クラブ所定の「休止会員申請書」で届け出ること。

平成13年4月1日 制 定

平成14年7月1日一部変更

平成15年5月1日一部変更

平成18年9月1日一部変更

平成20年3月1日一部変更

平成22年1月1日一部変更